

島田市中小企業・小規模企業実態調査について

1. 調査の目的

市内中小企業・小規模企業者の抱えている課題や実態を把握するとともに、広く意見を聴くことで、より効果的に中小企業支援施策へ反映させるため実態調査を行う。

※島田市中小企業・小規模企業振興基本条例第4条第2項において、「市は、中小企業・小規模企業の実態を調査し、及び把握するとともに、前項に規定する施策に適切に反映させるものとする」と規定している。

2. 調査の予算

平成31年度予算案

8,000,000円

内容：郵送アンケート 2,000件（督促状兼お礼状付）

訪問ヒアリング 100件（30分～1時間 職員同行予定）

アンケート集計分析、報告書作成

3. 調査概要（案）

【調査方法】

- ・ 郵送アンケート調査
- ・ 訪問ヒアリング調査

アンケート送付、ヒアリング、集計分析、報告書作成までを一括した委託業務とする。

調査実施機関については、価格のみではなくより効果的な調査内容、また調査方法で実施できるよう提案型のプロポーザル方式にて決定する。

【調査対象】

郵送アンケート調査 ⇒ 市内事業者のうち2,000件を抽出

【資料】 2016年 市内4,346事業所

産業大分類や地域バランスをみながら抽出を検討

訪問ヒアリング調査 ⇒ 郵送アンケート回答者のうち100件を抽出

【調査期間】

調査基準日 2019年10月1日

調査期間 郵送アンケート 2019年10月2日～2019年11月31日

訪問ヒアリング 2019年11月1日～2020年1月31日

【調査内容】

- 1 事業所の概要
- 2 経営状況について
- 3 仕入先、販売先について
- 4 研究、開発について
- 5 雇用、労働環境について
- 6 後継者について
- 7 現在抱えている課題について
- 8 今後の予定について

※訪問ヒアリングについては郵送アンケートの回答についてさらに深く調査

【調査結果】

1月末を目途に、速報値として11月までに提出された郵送アンケートの結果をとりまとめる。

その後、すべての調査をまとめた報告書を成果品としてHPに公開する。

【回収率を高める工夫等】

- ・11月末を目途に、お礼状兼督促状を送付する
- ・関係機関等を通じて、協力を呼び掛けていただく